

## 長野県公立高等学校学び直し支援金交付要綱

平成 27 年 3 月 31 日 26 教高第 603 号教育長通知

### (通 則)

第 1 条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第 2 条に規定する高等学校等を中途退学後に再び長野県公立高等学校において学び直す者のうち、高等学校等学び直し支援金（法 6 条第 1 項の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。）の支給を受ける資格を有することについて長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）から認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対する学び直し支援金の支給については、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目 的)

第 2 条 この要綱に基づいて支給される学び直し支援金は、受給権者の授業料に係る債権の弁済（次条第 2 号に規定する高等学校にあっては、当該高等学校の設置者が受給権者に支給すべき学び直し支援金を代理受領し、当該高等学校における受給権者の授業料に係る債権の弁済）に充て、当該受給権者からは授業料を徴収しないことにより、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (定 義)

第 3 条 この要綱における長野県公立高等学校とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 長野県が設置する高等学校
- (2) 長野県内の市町村が設置する高等学校

### (支給対象者)

第 4 条 学び直し支援金の支給対象者は、前条各号に規定する高等学校に在学する生徒であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 法第 2 条に規定する高等学校等（修業年限が 3 年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (3) 法第 3 条第 2 項第 2 号に該当する者
- (4) 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 90 号）による改正後の法第 5 条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第 3 条第 2 項第 3 号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）
- (5) 法第 2 条に規定する高等学校等を退学したことがある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して 24 月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第 3 条第 2 項第 3 号に該当しない者）

2 前項第 3 号の規定は、法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「省令」という。）第 7 条第 4 項に規定する単位数の合計が 74 を超える者については適用しない。

#### (支給額)

第5条 学び直し支援金の額は、毎年度、受給権者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「政令」という。）第3条第1号、第3号及び第4号並びに省令第5条の規定により算定される額に相当する額とする。

#### (支給期間)

第6条 学び直し支援金の支給期間は、24月以内とする。

#### (受給資格の認定等)

第7条 学び直し支援金の支給を受けようとする者は、受給資格認定申請書（様式第1号）に保護者等（政令第1条第2項に規定する保護者等をいう。）の個人番号カードの写し等（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。）又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割（政令第1条第2項に規定する道府県民税所得割及び市町村民税所得割をいう。）の額を明らかにすることのできる市町村の長の証明書その他の書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、在学する高等学校を通じて、教育委員会に申請しなければならない。ただし、省令及びこの要綱の規定により、提出すべき保護者等の課税証明書等を既に在学している高等学校に提出している場合にあつては、当該課税証明書等の添付を省略することができるものとする。また、個人番号カードの写し等により道府県民税所得割及び市町村民税所得割を確認する場合、地方税関係情報の提供を求めることについて保護者本人の同意を得なければならないものとする。

- 2 長野県公立高等学校の長（以下「学校長」という。）は、前項の規定による申請があつたときは、毎月5日（土日祝日の場合はその翌日。別途通知した場合はその日。以下同じ。）までに前月分に係る受給資格認定申請者一覧（様式第2号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による提出に基づき学び直し支援金の受給資格を認定したとき又は認定しなかったときは、第1項の規定による申請を行った者に対し、その者が在学する高等学校を通じて、受給資格認定通知（様式第3号）又は受給資格不認定通知（様式第4号）によりその旨通知するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定による通知をしたときは、第1項の規定による申請を行った者が在学する高等学校に、受給資格認定結果一覧（様式第5号）を送付するものとする。

#### (支援金の支給等)

第8条 学び直し支援金の支給は、受給権者が前条第1項の規定による申請をした日（当該申請が在学する高等学校に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において当該高等学校に在学していないとき、受給権者が当該月において当該高等学校以外の高等学校等において学び直し支援金の支給を受けることができるときはその翌月）から開始し、学び直し支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終了するものとする。

- 2 支給対象者が、次の各号に規定する本人の責めに帰さないやむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたとき（当該申請が在学する高等学校に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用するものとする。

- (1) 災害の被災
- (2) 長期に渡る病欠
- (3) 保護者等の仕事の都合（長期に渡る海外出張等真にやむを得ない場合に限る。）

#### (受給資格の消滅等)

第9条 学校長は、当該高等学校に在学する受給権者が次の各号のいずれかの理由により学び直し支援金の支給を受ける事由が消滅したときは、毎月5日までに前月分に係る受給資格消滅者一覧（様式第6号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 学び直し支援金の支給を受けることができる期間内（24月未満）に卒業するとき

- (2) 退学、除籍及び転学等するとき
  - (3) 海外に留学し、日本国内に住所を有しなくなるとき
- 2 教育委員会は、前項の規定による提出があったときは、当該受給権者であった者に対し、その者が在学していた高等学校を通じて、受給資格消滅通知（様式第7号の1）によりその旨通知するものとする。

（収入状況の届出等）

- 第10条 受給権者は、毎年度7月31日までに、収入状況届出書（様式第1号）に保護者等の課税証明書等を添付して、在学する高等学校を通じて、教育委員会に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定により学び直し支援金の支給が停止している受給権者にあつては、同条第3項の規定により行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者（第12条第1項の規定により学び直し支援金の支給が停止している者を除く。）は、当該受給権者に係る保護者等について変更があつたときは、収入状況届出書等（収入状況届出書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。第12条第3項において同じ。）により、在学する高等学校を通じて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。
- 3 前2項において、省令及びこの要綱の規定により、提出すべき保護者等の課税証明書等を既に在学する高等学校に提出している場合にあつては、当該課税証明書等の添付を省略することができるものとする。
- 4 学校長は、第1項又は第2項の規定による届出があつたときは、毎月5日までに前月分に係る収入状況届出者一覧（様式第8号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。
- 5 教育委員会は、第1項又は第2項の規定による届出を行った受給権者のうち受給資格が消滅する者に対し、その者が在学する高等学校を通じて、受給資格消滅通知（様式第7号の2）によりその旨通知するものとする。
- 6 教育委員会は、第4項の規定による提出に基づき収入状況の確認を行ったときは、その結果について、第1項又は第2項の規定による届出を行った者が在学する高等学校に、収入状況審査結果一覧（様式第9号）を送付するものとする。

（支払の一時差止め等）

- 第11条 学校長は、受給権者が正当な理由なく前条第1項の規定による届出を行わなかった場合についても、前条第4項の規定に準じて収入状況届出者一覧にその旨記載し、教育委員会に提出するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定による提出があつたときは、学び直し支援金の支払を一時差止めすることができるものとする。
- 3 教育委員会は、前項の規定による差止めをしたときは、当該受給権者に対し、その者が在学する高等学校を通じて、支払差止通知（様式第10号）によりその旨通知するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定による通知をしたときは、第1項の規定による届出を行わない者が在学する高等学校に、前条第6項の規定に準じて収入状況審査結果一覧を送付するものとする。
- 5 第1項に規定する正当な理由とは、第8条第2項各号のいずれかに該当する場合とし、前4項の規定にかかわらず、学校長は、当該受給権者から前条第1項の規定による届出があつたときは、速やかに収入状況届出者一覧を作成して教育委員会に提出するものとし、教育委員会は、学校長から収入状況届出者一覧の提出があつたときは、前条第5項及び第6項の規定により処理するものとする。

（支給の停止等）

- 第12条 受給権者は、在学する高等学校を休学する場合において学び直し支援金の支給を停止するときは、支給停止申出書（様式第11号）により、在学する高等学校を通じて、教育委員会に申し出るものとする。
- 2 学校長は、前項の規定による申出があつたときは、毎月5日までに前月分に係る支給停止申出者一覧（様式第12号）を作成し、教育委員会に提出するものとする。
- 3 第1項の規定による申出をした受給権者が、復学する場合において停止していた学び直し支援金の支給を再開するときは、支給再開申出書（様式第15号）に収入状況届出書等を添付して、在学する高等学校を通じて、教育委員会に申し出なければならない。ただし、省令及びこの要綱の規定により、提出すべき保護者等の課税証明書等を既に在学する高等学校に提出している場合にあつては、当該課税証明書等の添付を省略することができるものとする。

- 4 学校長は、前項の規定による申出があったときは、毎月5日までに前月分に係る支給再開申出者一覧(様式第16号)を作成し、教育委員会に提出するものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定による申出をした受給権者については、支給停止する旨の申出をした日(当該申出が在学する高等学校に到着した日をいう。)の属する月の翌月(申出をした日が月の初日であった場合は当該月)から支給再開する旨の申出をした日(当該申出が在学する高等学校に到着した日をいう。)の属する月(申出をした日が月の初日であった場合は前月)までの間、学び直し支援金の支給を停止するものとする。この支給停止期間中は、学び直し支援金の支給期間には算入しないものとする。
- 6 教育委員会は、第2項の規定による提出に基づき学び直し支援金の支給を停止したとき又は第4項の規定による提出に基づき学び直し支援金の支給を再開したときは、当該申出を行った受給権者に対し、その者が在学する高等学校を通じて、支給停止通知(様式第13号)又は支給再開通知(様式第17号)によりその旨通知するものとする。
- 7 教育委員会は、第3項の規定による申出をした受給権者のうち受給資格が消滅する者に対し、その者が在学する高等学校を通じて、受給資格消滅通知(様式第7号の2)によりその旨通知するものとする。
- 8 教育委員会は、前2項の規定による通知をしたときは、第1項又は第3項の規定による申出を行った受給権者が在学する高等学校に、支給停止者一覧(様式第14号)又は支給再開者一覧(様式第18号)を送付するものとする。

(額の通知等)

- 第13条 教育委員会は、各年度において最初の学び直し支援金を支給するときは、当該受給権者に対し、その者が在学する高等学校を通じて、支給決定通知書(様式第19号)により学び直し支援金の額を通知するものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定により通知したときは、当該受給権者が在学する高等学校に、支給決定者一覧(様式第20号)を送付するものとする。
  - 3 教育委員会は、受給権者に支給する学び直し支援金の額が前月に当該受給権者に支給した学び直し支援金の額と異なるときは、当該受給権者に対し、その者が在学する高等学校を通じて、変更支給決定通知書(様式第21号)により変更後の学び直し支援金の額を通知するものとする。ただし、前月と異なる学び直し支援金の額を支給する場合であっても、それが前項の規定による当該年度における最初の学び直し支援金の支給であるとき又は既に当該学び直し支援金の額で通知をしているときは除くものとする。
  - 4 教育委員会は、前項の規定により通知したときは、当該受給権者が在学する高等学校に、変更支給決定者一覧(様式第22号)を送付するものとする。

(支給実績の証明等)

- 第14条 受給権者又は受給権者であった者は、必要に応じて、支給実績証明書申請書(様式第23号)により学び直し支援金に係る支給実績を証明してもらうための申請を行うことができるものとする。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合は、支給実績証明書(様式第24号)により学び直し支援金の支給実績を証明する書類を発行するものとする。

(交付の対象等)

- 第15条 教育委員会は、第3条第2号に規定する高等学校の設置者(以下「市町村立高等学校の設置者」という。)に対し、予算の範囲内で学び直し支援金を交付するものとする。
- 2 前項に規定する交付の額は、第5条の規定により算定される額を、第3条第2号に規定する高等学校に在学する全ての受給権者について合算した額とする。

(交付の申請)

- 第16条 市町村立高等学校の設置者は、前条第2項の規定による交付金の所要額を、別に通知する日までに長野県公立高等学校学び直し支援金交付申請書(様式第25号)により教育委員会に申請するものとする。

(交付の決定)

第 17 条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請について審査して交付の決定を行うものとし、長野県公立高等学校学び直し支援金交付決定通知書（様式第 26 号）により市町村立高等学校の設置者に通知するものとする。

(交付の変更)

第 19 条 市町村立高等学校の設置者は、前条の規定による交付決定の内容に変更が生じたときは、別に通知する日までに長野県公立高等学校学び直し支援金変更承認申請書（様式第 27 号）により教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請について審査して変更承認の決定を行うものとし、長野県公立高等学校学び直し支援金変更交付決定通知書（様式第 28 号）により市町村立高等学校の設置者に通知するものとする。

(実績の報告)

第 20 条 規則第 12 条第 1 項に規定する実績の報告は、交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日までに、長野県公立高等学校学び直し支援金実績報告書（様式第 29 号）に次の各号に掲げる関係書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 長野県公立高等学校学び直し支援金実績報告内訳書（様式第 29 号別添）
- (2) 前号に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めて指定した書類

(額の確定)

第 21 条 規則第 13 条第 1 項に規定する額の確定をしたときは、長野県公立高等学校学び直し支援金確定通知書（様式第 30 号）により市町村立高等学校の設置者に通知するものとする。

(交付金の請求等)

第 22 条 市町村立高等学校の設置者が学び直し支援金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、長野県公立高等学校学び直し支援金交付（概算払）請求書（様式第 31 号）により教育委員会に請求するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により請求があったときは、当該請求のあった日から 30 日以内に当該市町村立高等学校の設置者に対し、学び直し支援金を交付するものとする。

(交付金の経理等)

第 23 条 市町村立高等学校の設置者は、学び直し支援金の経理に係る帳簿を備え、他の経理とは明確に区別し、その収支の状況を帳簿に記載し、用途を明らかにしておくものとする。また、受給権者に代わって受領した学び直し支援金の額及び学び直し支援金を当該受給権者に係る授業料債権の弁済に充てた額を帳簿に記載し、受給権者の在籍状況も明らかにしておくものとする。

2 市町村立高等学校の設置者は、前項に規定する帳簿及び学び直し支援金の収支に関する証拠書類を、学び直し支援金の交付期間の最終月が終了する日の属する年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

3 市町村立高等学校の設置者は、学び直し支援金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておくものとする。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会がその都度定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年度の学び直し支援金から適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 27 日 30 教高第 203 号）

この通知による改正後の長野県公立高等学校学び直し支援金交付要綱の規定は、平成 30 年 7 月 1 日から

適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 教高第 734 号）

この通知による改正後の長野県公立高等学校学び直し支援金交付要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。